

## 特別措置法に基づく緊急事態宣言 愛知県を含む 39 県で解除

- 新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言について、政府対策本部は、5月14日付けで、東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏と、関西の大阪、京都、兵庫、それに北海道の合わせて 8 都道府県を除く 39 の県で解除することを決定した。
- 東京など残る 8 つの都道府県については、今月 21 日（木）をめぐりに改めて専門家の意見を聴き、可能なら今月末の期限を待たずに解除する考えを示した。
- 解除の判断にあたって、新規感染者数が直近 1 週間で、10 万人当たり 0.5 人以下におさえられていることや、医療提供体制が改善し、検査システムも機能していることなどを基準にした。、「39 県は、徹底的なクラスター対策を講じることで感染拡大を防止できるレベルまで抑え込むことができた」と述べた。
- 解除した 39 県でも、第 2 波を警戒して今月中は県をまたいだ移動を控えるなど引き続き感染予防に取り組むように求めた。
- 新規感染者数の大幅な減少は外出自粛などの結果だと国民に謝意を示し、「ここからコロナの時代の『新たな日常』を取り戻していく。今日は、その本格的なスタートの日だ」と述べた。そのうえで、解除した地域の事業者に感染防止の業界ごとのガイドラインに基づき活動を本格化させるよう要望した。
- 宣言の解除後も身の回りにウイルスは存在しており、気を緩めれば一気に感染が拡大すると指摘し、解除された地域でも人との接触をできるかぎり減らし、県をまたいだ移動を少なくとも今月中は可能なかぎり控えるよう求めた。
- テレワークや時差出勤などを今後も継続していくこと、手洗いやマスクの着用など「新しい生活様式」を参考に、いわゆる「3つの密」を避け、特に繁華街の接待を伴う飲食店やカラオケ店などへの出入りを控えるよう呼びかけた。
- 「次なる流行のおそれは常にあり、感染者の増加スピードが高まってくれば、残念ながら、2 度目の緊急事態宣言もありうる」と述べ、「感染拡大を予防しながら、社会経済活動を本格的に回復させていく。『新たな日常』をつくりあげるという極めて困難なチャレンジに踏み出すと強調した。

### 基本的対処方針（令和 2 年 5 月 14 日変更）抜粋

- ☞ 緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された場合、外出の自粛や施設の使用制限等は基本的に解除されることになるが、その場合においても、感染拡大を予防する新しい生活様式が前提となる。新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行するものとする。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強いまん延防止対策等を講ずる。

(参考) 特定警戒都道府県である 13 都道府県とそれ以外の 34 県の違い (概略)

5月4日現在

	特定警戒都道府県 (13 都道府県)	「特定警戒都道府県」以外 (34 県)
外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「最低7割、極力8割程の接触機会の低減」を目指す</li> <li>都道府県をまたいだ人の移動</li> <li>繁華街の接待を伴う飲食店への外出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県をまたいだ人の移動</li> <li>繁華街の接待を伴う飲食店への外出</li> </ul>
イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的少人数のイベント等も含め、引き続き、主催者に慎重な対応を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的少人数 (50 人程度) のイベント等は、地域の感染状況等も踏まえ、感染防止策を講じた上で制限の解除も含めた適切な対応を求める</li> </ul>
施設使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、感染拡大につながるおそれのある施設に対して使用制限の要請を求める</li> <li>博物館、美術館又は図書館等は、感染リスクも踏まえ、感染防止策を講じることを前提に、開放することも考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでクラスターが発生していない施設に対して感染防止策を講じることを前提に、使用制限の要請の緩和や解除を進める</li> <li>現にクラスターが発生している施設や「3つの密」のある施設に対して使用制限の要請を求める</li> </ul>



(参考) 感染状況に基づく都道府県の3区分 (概略)

5月14日 専門家会議提言

	緊急事態宣言の対象地域	解除地域	
	特定 (警戒) 都道府県	感染拡大注意都道府県	感染観察都道府県
外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>法に基づき外出自粛を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の他県への移動は避ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他区分の県への不要不急の移動は避ける</li> </ul>
イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスター発生の恐れがあるものや、3密の集まりは、法に基づき自粛を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスター、3密となるものは法に基づく自粛要請、そのほかは予防指針を踏まえた対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模のイベントの開催は、リスク対応が整わなければ中止または延期するよう慎重な対応</li> <li>参加者は、100 人以下、かつ定員の 50%以下が開催の目安</li> </ul>
施設使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大のおそれのある施設に対して使用制限の要請 (接待を伴う飲食業、ライブハウス等)</li> <li>公園、博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じたうえで開放することも考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事が、地域の実情に応じて法に基づく協力要請</li> <li>クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討</li> <li>注意喚起の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事が、地域の実情に応じて法に基づく協力要請も含めて判断</li> <li>一般の感染対策や3密回避の徹底を要請</li> </ul>

〈中日新聞記事 5月15日〉

・宣言が解除された地域は、「感染拡大注意」と「感染観察」の2種類に分けるよう提案した。脇田座長は、宣言が解除された39県について現在は、「感染観察都道府県」に該当するとの認識を示したが、最終的には、都道府県知事が判断すると思うと述べた。